



小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- 【日 時】 (1) 学科 令和9年1月12日(火)・13日(水) 8:50~17:00 (受付8:30)
(2) 実技 1回目 令和9年1月14日(木) 7:50~18:30 (受付7:30) (20名)
2回目 令和9年1月15日(金) 7:50~18:30 (受付7:30) (20名)
※遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので集合時間は厳守して下さい。

【会 場】 (公財) 岩手労働基準協会・研修センター 盛岡市北飯岡1丁目10-25 ◎駐車場あり

【修了試験】 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

【受講料等】 [全科目受講者] 34,705円(消費税10%込) (受講料 33,000円 テキスト代 1,705円)

[一部免除者] 32,505円(消費税10%込) (受講料 30,800円 テキスト代 1,705円)

【一部免除】 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

(1) クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了したもの。

(3) 玉掛け技能講習を修了したもの。

免除科目

(イ) 学科→小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識

(ロ) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図

【申込締切日】 12月18日(金) 募集予定定員40名

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることが

ありますのでご注意ください。申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。

【キャンセルの取扱】 12月28日(月)以降のキャンセル及び欠席については受講料はお返しできません。

【申込方法】 空き状況を確認のうえ「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚(上図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。)を添えてお申し込み下さい。

一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。

申込書、写真等は郵送又は窓口にご持参願います。

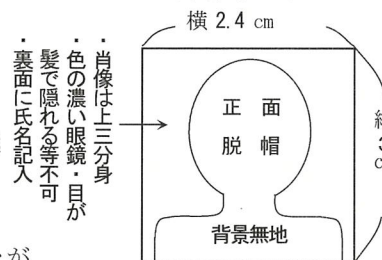
申込書の現住所は、運転免許証又は住民票など身分を証明できるものと同じ住所を記入して下さい。

申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜日～金曜日(休・祭日除く)の8:30～17:00にお願いいたします。

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-1076 FAX 019-681-1018

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。

お振込みの方には 受講票送付時領収証を同封させていただきます。



岩手銀行本店 (普) 0442786 (公財) 岩手労働基準協会盛岡支部

【カリキュラム】

1日目	2日目	3日目
8:50～9:00 オリエンテーション	8:50～9:00 オリエンテーション	7:50～8:00 オリエンテーション
9:00～15:55 小型移動式クレーンに関する知識	9:00～11:00 原動機及び電気に関する知識	8:00～16:00 運転(6時間)
16:00～17:00 原動機及び電気に関する知識	11:05～14:55 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	合図(1時間)
	15:00～16:00 関係法令	16:00～18:30 実技試験
	16:00～17:00 学科試験	※終了時間は試験の状況により前後します。

※ (1日目) 休憩 10:30～10:35、昼食 12:05～12:50、休憩 14:20～14:25 15:55～16:00

(2日目) 休憩 11:00～11:05、昼食 12:05～12:50、休憩 13:50～13:55 14:55～15:00 (3日目) 10:00～10:05、昼食 12:00～12:50、休憩 14:25～14:30

- 【その他】 (1) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。
(2) 筆記用具(試験時は、鉛筆・消しゴム使用)を必ずご持参下さい。
(3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
(4) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。
(5) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
(6) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、安全靴等服装を整えて下さい。
(7) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
(8) 昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります。)
(9) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. _____

実技講習日は申込書を提出する前に電話にてご確認下さい。

学 科 令和 9 年1月12日(火) ～13日(水)

実 技

1回目 : 令和9年1月14日(木)	
2回目 : 令和9年1月15日(金)	

※協会使用欄

実施管理者	原本照合確認	免除要件確認

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名	併記を希望する場合の旧姓又は通称					
現 住 所	(番地まで詳しくご記入下さい。) 〒 — TEL () () () 緊急用 携帯電話 () () ()					

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 先	所 在 地	〒 — TEL () () ()			
	事 業 場 名	担当者名 内 線 ()			
※該当箇所には○印 をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
		受 講 票 送 付 希 望 先	勤務先	自 宅	月 日
					領収証の発行 要・不要

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受 講 一 部 免 除 申 請 書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。)	
※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1)クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2)床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。 ※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許証、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、 原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。 (学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象になりません。)	

〈記入に際しての注意事項〉

- 1)氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
氏名、受講者名(本人自署)は、外字使用の場合は、外字でご記入下さい。
- 2)訂正の場合は二重線で訂正して下さい。(訂正印不要) 修正テープ不可。
- 3)忘れずに担当者名をご記入下さい。
- 4)実施管理者欄は当協会で使用します。
- 5)「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。
(旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。
通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日正本を提示して下さい。
※申込書に記入していただいた個人情報は、技能講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。